

# 新規OPEN!

## 利用者 募集中



## Will Challenge 就労移行支援事業所 ウィルチャレンジ

あなたの「働きたい」を「働ける」に変えていく

運営会社  
雇用定着率

96.2%

無料

見学・体験  
実施中



ウィルチャレンジの運営会社は障がい者雇用を行う特例子会社です

### ウィルチャレンジとは

障がいのある方が就労先の戦力として長期で働くために、必要なスキルや知識を身につけてもらうことを目的として就労移行支援を行なっています。

### ウィルチャレンジで出来る事

- 熊本初！  
特例子会社が運営する就労移行支援事業所
- 就職後に活かせるスキルが学べる
- 働ける力・障がい受容を身につける
- 自分に自信が持てる
- 様々な専門機関・企業等と連携
- ベテランスタッフ常駐
- 対話を重視・個別ニーズに対応



熊本市電「水道町」より徒歩3分

熊本中心部で  
アクセス便利



willchallenge.jp

就労移行支援事業所 ウィルチャレンジ  
〒860-0801

熊本県熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル6階

TEL : 096-312-5002 FAX : 096-312-5003

受付時間 9 : 30~17 : 30 (土日・祝日除く)

お問い合わせは、お電話またはQRコードから受付けています

## ご利用までの流れ

STEP  
01

お問い合わせ  
資料請求

- ・資料請求
- ・見学申込み
- ・お問い合わせ

STEP  
02

説明会  
見学会

- ・サービスの説明
- ・施設見学
- ・相談

STEP  
03

プログラム  
体験会

- ・プログラム体験
- ・体験後面接

STEP  
04

利用  
手続き

- ・受給者証の申請
- ・利用計画の作成

STEP  
05

利用開始

- ・利用開始

## カリキュラム

### ベーシックトレーニング



グループワーク

- ・社会のなかで生活していくために必要な社会的能力を身につける
- ・会話を通したコミュニケーション
- ・対人関係や集団行動



ビジネスマナー

ひとりの大人、社会人としての一般常識を身につける

### スキルトレーニング(仕事の知識・技能の習得)



パソコン訓練

- ・パソコンの基礎知識、タイピングを習得
- ・プログラミングの知識やスキルを習得



オフィスワーク  
シミュレーション

会社の仕事を想定し順応できるようにする



資格取得支援

- ・ITリテラシーを身につける
- ・就労において役立つ資格の取得を目指す

### リクルートトレーニング(実習・就活)



就職活動  
プログラム

- ・応募書類(履歴書・経歴書)の書き方
- ・面接練習、ビジネスマナーを習得

### カルチャートレーニング



カルチャー

ストレッチや体操、ウォーキングなどで体を動かし、体力の増進を図る

運営会社は障がい者雇用を行う特例子会社です。長期雇用と戦力化のノウハウを活かして、障がいを持った方の強みを伸ばし、「働ける力」を身につけられるように全力でサポートします。

## 就労移行支援の対象者

18歳以上65歳未満までの障がい・難病のある方がご利用いただけます。また障害者手帳をお持ちでない場合でもご利用いただける場合がありますので、ウィルチャレンジまでお気軽にご相談ください。

### 精神障害

- ・統合失調症
- ・うつ病
- ・双極性障害
- ・不安障害
- ・てんかん
- ・適応障害 等

### 発達障害

- ・コミュニケーション障害
- ・自閉スペクトラム症(ASD)
- ・ADHD(注意欠如・多動症)
- ・限局性学習症(SLD)
- ・チック症
- ※DSM-5参照

### 知的障害

- ・知的障害 等

### 身体障害・難病

- ・肢体不自由
- ・内部障害
- ・難病
- 障害者総合支援法の対象疾患

※対象の障がいは一例です。

## 就労移行支援の利用料金

就労支援の自己負担額は、ご本人の所得またはご本人と配偶者の合計所得(世帯所得)で決まります。ご利用料金に関する詳細は、お住まいの障害福祉サービスの受給者証(訓練等給付)を発行する窓口や担当部署にお問合せください。就労移行支援事業所を利用される9割以上の方は、利用料金の費用を負担することなくご利用いただいています。

|      |                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                                                          |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯                                                        |
| 一般1  | 市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)<br>※入所施設利用者(20歳以上)、<br>グループホーム・ケアホーム利用者を除きます |
| 一般2  | 上記以外                                                              |

※詳しくはホームページをご覧ください